

所得税所得控除改正について

あけましておめでとうございます。

皆様にとって実り多き一年となりますようお祈り申し上げます。

本年もどうぞよろしく願いいたします。

令和 2 年 1 月 1 日から所得税の計算が変更されます。

今回は変更点(所得税所得控除改正点)について簡単に説明します。

I. 給与所得控除(会社員の経費とみなすもの)の引き下げ〈増税〉

収入に応じ一律 10 万円引き下げられ(55 万円～195 万円)、年収 850 万円超で 195 万円が上限になる。

改正前は収入に応じ 65 万円～220 万円、年収 1,000 万円超で 220 万円が上限

II. 基礎控除の引き上げ〈減税〉

従来は一律 38 万円⇒所得金額 2,400 万以下は 48 万円に

合計所得金額	基礎控除額	
	改正前	改正後
2,400 万円以下(年収 2,595 万円)	38 万円 (所得制限なし)	48 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下		32 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下		16 万円
2,500 万円超		0 円

III. 所得税調整控除の新設〈減税〉

対象者: 年収 850 万円を超える課税対象者で、かつ、下記の 3 条件のどれかに当てはまる給与所得者

- (1) 本人が特別障害者
- (2) 年齢 23 歳未満の扶養親族がいる
- (3) 特別障害者である同一生計配偶者、あるいは扶養親族がいる

控除内容

給与収入(1,000 万円を超える場合は 1,000 万円)から 850 万円を控除した金額の 10%を所得控除とする

●ポイント

年収 850 万円以下の方は増税にも減税にもなりません。

年収 850 万円超の方は給与所得控除上限が 195 万円になるので実質増税になります。ただしⅢに該当する場合、控除額が調整されて 1,000 万円までの給与収入の方も増税になりません。